

高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽熱利用システムを設置する者に対し、予算の範囲内で太陽熱利用システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、クリーンエネルギーの利用を推進するとともに、市民の環境保全意識の醸成を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽等によって構成された太陽熱利用システムであって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 本市の区域内に所在し、次条第1項に規定する補助対象者が居住する住居等の用に供する建築物（その一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む。以下「住宅」という。）における給湯及び冷暖房の用に供するものであること。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。
- (3) 住宅が存する一の敷地以外の場所に設置するものでないこと。
- (4) 住宅に設置する時点において未使用（居住に伴う使用がないことをいう。以下同じ。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条の規定による申請をする時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
 - (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- 2 補助金の交付を受けようとする者が単身赴任等により一時的に本市の区域内に住所を有していない場合の前条及び前項の規定の適用については、同条第1号中「補助対象者」とあるのは、「補助対象者と同一生計にある者」とし、同項第1号の規定は、適用しない。
- 3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)

の規定に該当する者であっても、これまでに、第1項の規定に該当し、補助金の交付を受けた者（当該年度において、第6条第1項の規定による補助金の交付の予約の申請をしている者を含む。）で、引き続き当該対象システムを所有する者に対しては、補助金は、交付しない。ただし、当該対象システム設置後の期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を超えている場合は、この限りでない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

（1） 対象システムを構成する機器であって次に掲げるものに係る購入費

- ア 太陽集熱器
- イ 蓄熱槽及び附帯機器
- ウ 架台
- エ 配管及び配線等部材

（2） 対象システムの設置に係る工事費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は6万円のいずれか少ない額とする。

（予約の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該対象システムの設置に係る工事に着手する前（対象システムが設置されている住宅（以下「対象システム付き住宅」という。）を購入する場合にあっては、当該対象システム付き住宅の引渡しを受ける前）に、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 対象システムの設置に係る工事着手前の現況を確認することのできるカラー写真（対象システム付き住宅を購入する場合にあっては、当該対象システム付き住宅を確認することのできるものに限る。）

（2） 対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し（対象システム付き住宅を購入する場合にあっては、対象システムを当該対象システム付き住宅に設置した時点にお

いて、当該対象システムが未使用であることを証する書類)

(3) 住宅に係る工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（新たに建設する、若しくは購入する住宅に対象システムを設置する場合又は対象システム付き住宅を購入する場合に限る。）

(4) 補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約番号通知書（様式第2号）により、当該補助金交付予約申請書を提出した者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業予約者」という。）は、同条第1項の規定により提出した高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約申請書の記載事項のうち住宅の所在地、対象システムの設置予定場所、補助対象経費の合計額若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合又は対象システムの設置若しくは対象システム付き住宅の購入を中止しようとする場合は、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約変更・中止承認通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した補助事業予約者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 補助事業予約者（対象システム付き住宅を購入する者を除く。）は、当該対象システムの設置に係る工事を完了したときは、当該年度の3月31日までに、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置後の対象システムの状況を示すカラー写真（対象システムが設置された建築物等の全体並びに太陽集熱器及び蓄熱槽を確認することのできるものに限る。）

(2) 対象システムの設置に要した経費の支払が完了したことを確認することのでき

る書類の写し

(3) 対象システムの設置に要した経費の内訳書（様式第6号）

(4) 住宅の存する場所の分かる図面

(5) 対象システムを設置した場所の分かる図面（前号に規定する場所と同一の場所でない場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 対象システム付き住宅を購入する補助事業予約者は、当該対象システム付き住宅の引渡しを受けた後、当該年度の3月31日までに高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付申請書（様式第5号）に、前項各号（第2号を除く。）に掲げる書類及び当該住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助事業予約者が、前2項に規定する期限内に当該各項に規定する申請書を提出しなかったときは、その予約を辞退したものとみなす。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに書類の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付及びその額を決定し、当該申請書を提出した補助事業予約者に対し、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付決定通知書（様式第7号）及び高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付指令書（様式第8号）により、適当でないとき補助金の交付をしないことを決定し、高松市太陽熱利用システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 前条の規定により交付の指令の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、本市の指定する請求書により速やかに市長に対し補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第11条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄すること（以下「処分」という。）を行ってはならない。ただし、あらかじめ高松市太陽熱利用システム処分承認申請書（様

式第10号)を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、高松市太陽熱利用システム処分承認通知書(様式第11号)によ
り、当該申請書を提出した補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が対象システムを処分した
場合において、補助事業者が収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付
させることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金
の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条ただし書の規定による承認を受けずに対象システムを処分したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合におい
て、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、
期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付手続等)

第13条 第6条から前条までに定めるもののほか、補助金の交付手続等の必要な事項に
ついては、高松市補助金等交付規則(昭和54年高松市規則第12号)第10条及び第
12条の規定を適用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条から第16条までの規定は、財団が制定する平成17年度分の住宅用
太陽光発電導入促進事業応募要領に基づく予約者及び建売用予約者について適用し、財

団が制定する平成16年度分の住宅用太陽光発電導入促進事業応募要領に基づく予約者及び建売用予約者については、なお従前の例による。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

- 3 塩江町の編入の日前に塩江町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)の規定によりなされた補助金交付予約申込及び補助金交付予約受理通知は、この要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

(庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

- 4 庵治町、香川町、香南町及び国分寺町編入の日前に第1号から第3号までに掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申込及び補助金交付予約受理通知ならびに第4号に掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知とみなす。

(1) 庵治町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)

(2) 香川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)

(3) 香南町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)

(4) 国分寺町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成17年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定による予約の申請（改正前の第3条第1項第1号ウの発電システム（最大出力が10キロワット以上のものに限る。）及び同項第2号イの発電システムに係る補助金の交付に係るものに限る。）をした者の当該申請に係る補助金の交付、処分の制限、交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月8日から施行する。
- 2 改正後の高松市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算により交付する補助金に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の予約の申請に係る補助金について適用し、同日前の予約の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、令和元年度以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。
- 2 改正後の高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付の予約の申請に係る補助金について適用し、同日前の交付の予約の申請に係る補助金については、なお従前の例による。